

問 石岡保健センター TEL 24-1386 八郷保健センター TEL 43-6655

妊娠中・子育て中のみなさん ※詳しい対象者は個別通知・市ホームページでご確認ください。

行事名	対象者	日にち	時間	会場
マタニティスクール (要申込)	バースピクス	29日(金)	9:30～12:00	八郷保健センター
	パパママスクール	16日(土)	8:45～12:00	
4～5か月児健診	令和元年11・12月生	12日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
1歳児健康相談	平成31年4月・令和元年5月生	8日(金)	12:50～13:20	八郷保健センター
1歳6か月児健診	平成30年9・10月生	19日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
2歳児母子歯科健診	平成30年1・2月生	20日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
3歳児健診	平成29年1・2月生	27日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
子育て相談室 (要申込)	妊産婦・乳幼児	月～金 (祝日を 除く)	9:00～16:00	子育て世代包括支援センター 石岡 TEL 24-1390 八郷 TEL 43-6655

こころの健康

精神デイケア (要申込)

■日にち：13日(水) (八郷保健センター)

■時間：9:30～11:00

こころの健康相談 (要申込)

■日にち：13日(水) (八郷保健センター)

18日(水) (石岡保健センター)

■時間：13:30～15:30

こころといのちの電話相談

■日にち：12日(火)

■時間：9:00～12:00・13:00～16:00
TEL 43-6655 (八郷保健センター内)

内科・小児科緊急診療

問 石岡市医師会病院 TEL 23-3515

〈休日〉3・4・5・6・10・17・24・31日

受付：9:00～11:30・13:00～15:30

〈夜間〉3・4・5・6・10・17・24・31日

受付：18:00～21:30

※令和2年7月から、内科・小児科緊急診療および外科の休日診療は実施しません。詳しくは本号裏表紙をご覧ください。

健康相談・健診結果説明会 (要申込)

■日にち：11日(月) (八郷保健センター)

26日(火) (石岡保健センター)

■時間：9:30～11:00

休日診療 (休日診療当番医)

受付：9:00～11:30・13:00～15:30

	日にち	当番医	電話番号
外科	3・6・17	山王台病院	26-3130
	4	石岡第一病院	22-5151
	5	石岡循環器科脳神経外科病院	58-5211
	10	石岡市医師会病院	22-4321
	24	八郷整形外科内科病院	46-1115
	31	府中クリニック	22-2146
歯科	3	今松歯科医院	029-833-0200
	4	親見歯科医院	24-4182
	5	加藤歯科医院	24-2222
	6	にとう歯科医院	029-898-3718

広告掲載欄

広告掲載欄

5月の各種相談

法律相談 (1人30分)

日時 / 12・19・26日(火)
午後1時～4時(要申込)
場所 / 石岡市役所

行政相談・許認可相談

日時 / 8日(金)午後1時～3時
場所 / 中央公民館
問秘書広聴課(本庁)
TEL 23・7274

女性のための困りごと相談

日時 / 7・14・21日(木) (要申込)
午後1時30分～4時
場所 / 石岡市役所
問政策企画課(本庁)
TEL 23・7277

休日納税相談

日時 / 2・9・16・23・30日(土)
午前9時～午後4時
夜間納税相談
日時 / 13・20・27日(木)
午後5時15分～7時

場所(共通) / 石岡市役所
問収納対策課(本庁)
TEL 23・7296

心配ごと相談

日時 / 8・22日(金)
午後1時～3時
場所 / 石岡市役所
日時 / 14・28日(木)
午後1時～3時

場所 / 農村高齢者センター
※受付は午後2時30分まで

問社会福祉協議会
TEL 22・2411

身体障害者(児)・戦傷病者
補装具等巡回相談

日時 / 20日(木)
午後1時30分～3時
場所 / ワークヒル土浦
問社会福祉課(本庁)
TEL 23・5569

教育相談

日時 / 月～金 午前9時30分
～正午・午後1時～5時
問教育相談室
(府中小学校内)
TEL 24・5519

家庭教育相談

日時 / 相談者と相談の上決定
(要申込)

問生涯学習課(支所)
TEL 43・1111

生活ホットライン 身近な消費生活トラブルの予防と対策

賃貸住宅の
退去トラブルを防ぐには

問消費生活センター
(市役所本庁舎内) TEL 22-2950
受付時間 / 月～金の午前10時～正午
午後1時～4時30分



大学生の娘が1年程入居した築20年のアパートを退去することにな

り、母親が退去の立会いをした。壁や床などの補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得がいかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。

ひとことアドバイス

●国土交通省の「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
●入退去時は、できる限り家主や仲介業者などの

家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要とされる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。

●修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。
●退去時のトラブルを未然に防ぐには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
●困ったときは、早めに消費生活センターにご相談ください。